

農 地 改 良 届

年 月 日

相馬市農業委員会会長 様

土地の所有者	住 所
氏 名	⑩
電 話 番 号	
土地の耕作者	住 所
氏 名	⑩
電 話 番 号	

(※所有者と耕作者が同一の場合、耕作者欄は「同上」としてください)

私は、自己所有（耕作）農地について、農地改良をするために下記の計画とお届け出ます。

なお、次の点（①～③）について、確約いたします。

- ①農地改良にあたっては、隣接地（とくに隣接農地）、隣接道水路等の所有者等に迷惑をかけることはしません。
- ②農地改良行為を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「碎石法」「砂利採取法」等の他法令の対象とはしません。
- ③農地改良後は、当該農地における作物の育成、管理等を適正に行います。

記

1. 土地の表示 : 地名地番 地目
2. 改良面積 :
3. 使用土・高さ : 山砂 c m 田畑表土 c m
4. 施行期間 : 年 月 日～ 年 月 日
5. 添付書類 : 案内図

隣接地同意書（隣接地が第三者耕作農地の場合）

土地改良区の同意書

農地改良行為実施基準

(平成21年4月1日より運用)

1. 基準（農地改良行為の手続き）

(1) 要件：以下①～⑤の要件をすべて遵守すること。

①使用する土・・・山砂または田畑表土

②施工面積・・・10a以下であること（県手引を準用）。

③施工期間・・・3ヶ月以内であること（県手引を準用）。

④高さの制限・・・現況より概ね1m以内とする。

⑤その他

ア. 隣接地（とくに隣接農地）、隣接道水路等の所有者等とのトラブルを引き起こさない旨、確約すること

イ. 農地改良行為が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「砕石法」「砂利採取法」等の他法令の対象とするものでないこと（県手引を準用）。

ウ. 農業振興地域農用地区域内で田から畑に用途を転換する場合は「農業振興地域の整備に関する法律」に抵触しないかどうか、市農林水産課に事前に確認すること。

(2) 提出書類

農地改良届、案内図、隣地同意書（隣接地が第三者耕作農地の場合）、土地改良区の同意書

2. その他

面積・高さ・施工期間が基準を超える場合や工事残土による盛土については、たとえば、農地復元目的であっても農地法第4条（第5条）の規定による許可申請（一時転用許可申請）手続きをとること。